【自治労大阪府職員労働組合商工支部　回答（概要）】

１の要求について、良き労使関係については、今後とも尊重してまいりたい。また、必要に応じ、支部とも十分に協議・話し合いを行ってまいりたい。

２の要求について、各職場においては、労働基準法等の関係法令を遵守し、適正な業務執行が行われるよう取り組んでいるところ。今後とも適切に対応してまいりたい。

３の要求について、再任用制度の運用にあたっては、制度の趣旨や職場の状況を踏まえて、適切に運用してまいりたい。

４の要求について、職員の安全管理については、労働安全衛生法や大阪府職員安全衛生管理規程等の諸規程に基づき、職員の危険を防止し、安全を確保するよう努めているところ。職員の健康管理については、労働安全衛生法や大阪府職員安全衛生管理規程等の諸規程に基づき、快適な職場環境の確保に努めているところ。

今後とも適正な労働条件及び職場環境の確保に向け、取り組んでまいりたい。

５の要求について、職員の健康管理については、健康診断をはじめ、所管課が実施する事業の周知等を図っているところ。

ハラスメントに関しては、全庁での、職員の意識啓発、相談体制、研修の３点の取組みに加え、平成26年１月に部独自に策定した「ハラスメント防止対応方針」に基づき、相談員や啓発員を指定し体制整備を行っているところ。

今後とも、職場における労働安全衛生対策の向上に努めてまいりたい。

６の要求について、大阪府計量検定所の建て替えについては、安全で安心な職場環境の確保に向け、支部と協議してまいりたい。

７の要求について、被服貸与については、「被服貸与規程」に基づき実施しているところだが、要求があったことは関係課へ伝えてまいりたい。